

自動車点検整備作業中の死亡事故について

静 運 整 第 87 号

平成14年 8月 6日

中部運輸局静岡運輸支局長

中運技整第30号

平成14年 7月 30日

中部運輸局自動車技術安全部

自動車点検整備作業中の死亡事故について

平成14年5月13日、岐阜県下の自動車整備工場において、トランスマッision修理のため車両を単輪乗り込み式リフトにより上げ、プロペラシャフトを取り外したところ、車両が後方へ動き出しリフトより落下、当該作業員の頭部に車両下部が当たり、死亡するという事故が発生しました。

事故概要については別紙のとおりであるが、同種事故の再発防止のため、貴支局管内の関係事業者に対して、下記事項について指導方願います。

記

1. 作業に入る際には、直ちに前後輪タイヤに輪止めを行う等安全対策を実施すること。
2. 整備作業員に安全教育を実施し、安全意識の高揚を図ること。

別 紙

自動車整備作業中の死亡事故について

1. 発生日時 平成14年5月13日(水) 午後6時55分頃

2. 場 所 岐阜県内の整備工場

3. 被害状況 作業従事者1名が死亡

4. 事故概要

作業員は、オートマチックトランスマッションの修理のため、車両を単輪乗り込み式リフトに乗り入れ、パーキングブレーキ（センターブレーキ方式）を引いて、リフト上に止めた。

同作業員は、リフトを約150cmほど上昇させて作業を開始、プロペラシャフトを取り外したところ車両が後方に動き出し、止めようと必死に支えたが支えきれず、車両はリフトの後方へ落下した。

その際、当該作業員の頭部に車両前部（下部）が当たったものである。

5. 推定原因

プロペラシャフト取り外し作業により、センターブレーキ式パーキングブレーキが効かなくなることについて、注意を怠った。

6. 事業者がとった今後の再発防止策

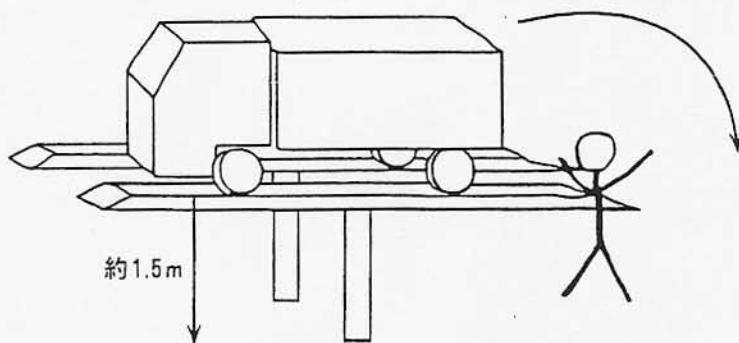
(1) リフト作業のための安全作業手順書を作成し、関係者に周知徹底する。

- 手順書の内容
- 輪止めの励行
 - リフト能力と車両重量の確認
 - リフト中心と車両前後のバランスの確認等

(2) 整備作業員に対して、安全作業意識の高揚を図る。

毎月、工場長会議において、安全衛生会議を開催し、各店舗においては、店舗内勉強会を開く等、サービススタッフに安全教育を計画的に実施する。

〈事故当時の作業状況〉



整備作業中のタンクローリー爆発事故について

1. 発生日時	平成14年3月2日(土)	午後2時ごろ
2. 発生場所	岐阜県下自動車整備事業場	
3. 被害状況	人身関係 物損関係	なし タンク後部鏡面(直径約2m)損傷 当該事業場の窓ガラス16枚、別棟10枚およびスレート 壁等 約50m離れた工場の窓ガラス 5枚 約80m離れた事業場の屋外灯が落下

4. 事故概要

平成14年2月28日、不凍液(当該タンクの表示は「第4類第3石油類」)運搬用で使用していた当該車両が積載物品排出口修理のため入庫した。

依頼者から、タンク内を水で洗浄した旨、申し出があった。

翌日、3月1日、第1室排出口のパイプ部とフランジ部の腐食部位を電気溶接機を使用し、2人で当該修理作業を完了した。

3月2日午前、当該タンク車の場所で他の車両の整備するため、当該タンク車を屋外の駐車場に一時的に移動させた。(当日の天候は、晴れており外気温度は約15度であった。)

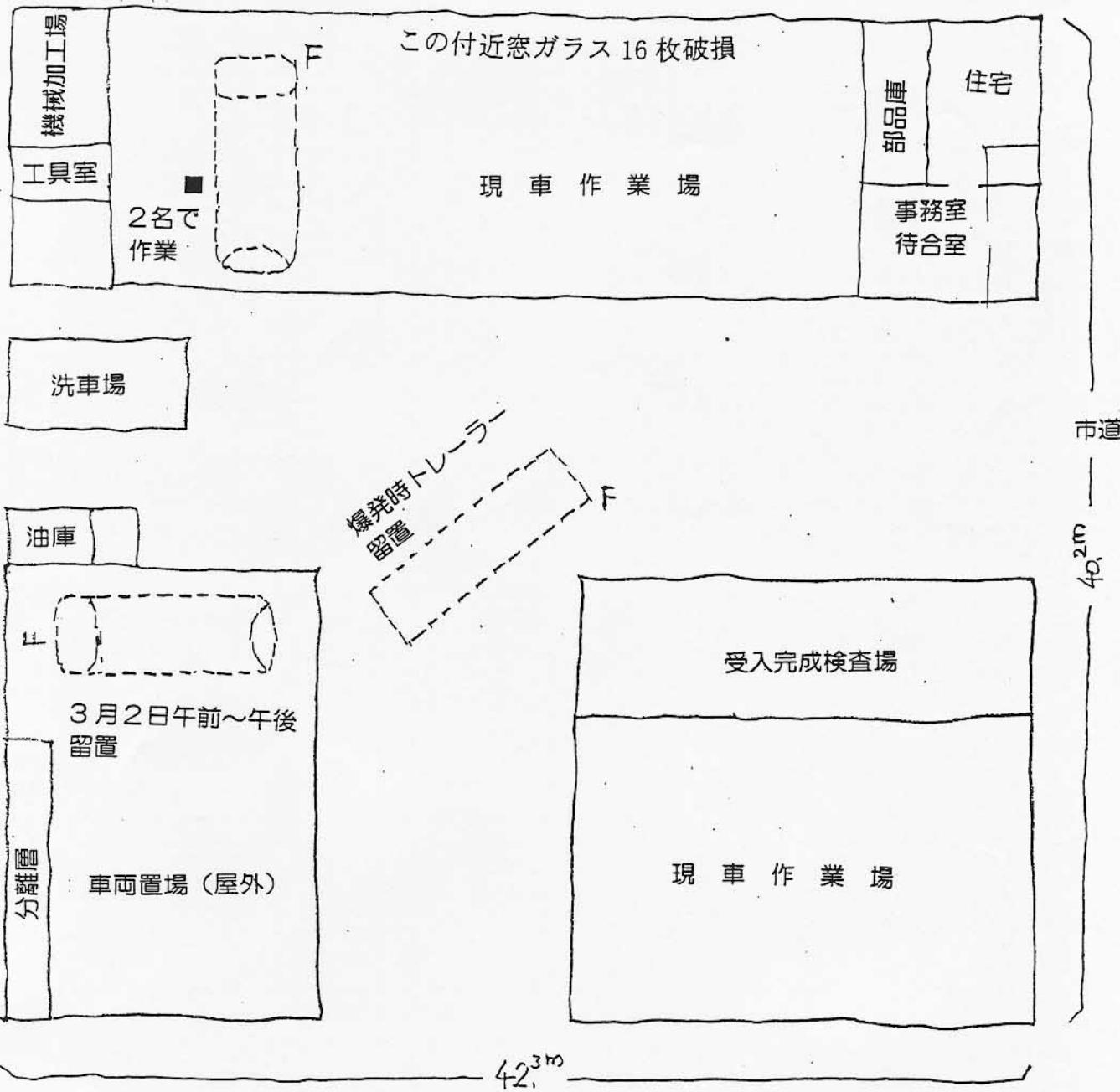
同日、午後、第3室排出口のパイプ部とフランジ部の腐食部位を修理するため、当該車両を作業場に入庫させ、昨日同様2人で作業にかかった。

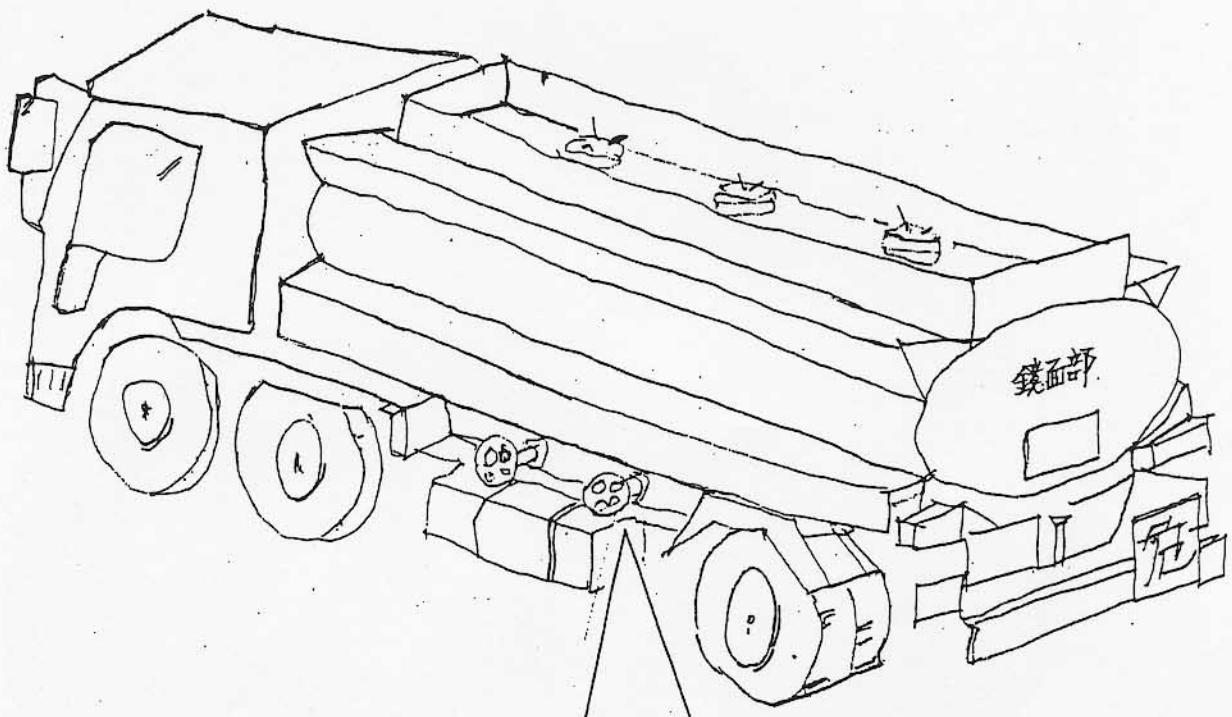
作業員は、昨日と同様の手順で角度をあわせパイプ部とフランジ部とを仮止めの電気溶接をしようとしたとき、その火花が引火、「ボーン」と爆発して、タンク後部鏡面部品が同作業場の天井に飛び落下、爆発時の爆風により、当該事業場の窓ガラス、スレート等破損させたものである。

なお、作業は、3級自動車シャシ整備士及び自動車車体整備士の資格保有者(電気溶接免許有 経験22年)1名と3級自動車シャシ整備士の資格保有者1名(経験13年)、合計2名で行っていた。

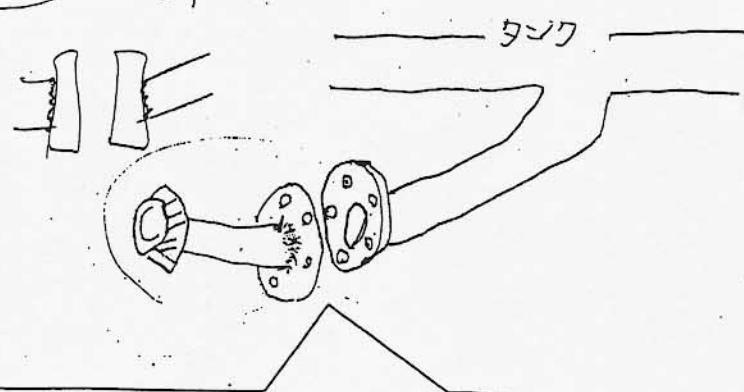
5. 事故原因(推定)

当該タンク車のタンク内は3室に区画されている構造で、3室とも水により洗浄した旨、申し出があった。しかしながら、わずかな残留液がタンク内にあり、これが外気温で気化し、電気溶接機の火花により、爆発となった。これは、推定原因であり、消防署も同様の推定である。

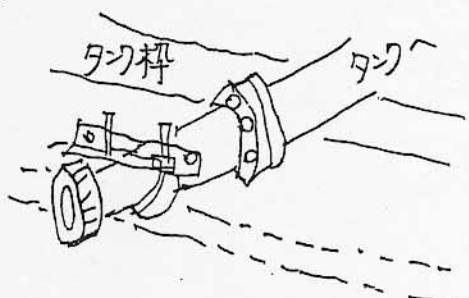




ハ^イ部とフランジ部の腐食部位を修理
(溶接)作業中
作業者と作業補助者の2名で作業



排出口ハ^イ部とフランジ部を接続する場合
ハ^イ部とフランジ部の接続の角度を合わせ、電気溶接
で固定する作業



自動車整備工場における 火災事故の再発防止について

去る7月25日午後5時ごろ、西淀川区の自動車整備工場(会員外)において危険物(ガソリン)の取扱いミスが原因と見られる火災がありました。

その事故概要及び原因は下記のとおりですが、連日猛暑が続き、危険物類(ガソリン、ラッカー、シンナー)を取扱う作業には火災、爆発の誘因となる悪条件がそろいます。また注意力が低下し、取り返しがつかない事故を起こしやすい時季でもあります。今後再発防止のため十分ご注意ください。

1. 概要、原因

自動車修理中、作業員がエンジンを停止せず燃料のガソリンをオイルカップで給油したところ、バチッと音がして給油口付近から出火し火災に至ったものと推定される。

2. 被害概要

負傷者1名、当該作業場及び倉庫150m²焼損

3. 再発防止対策

- (1)自動車を修理する際の燃料タンク等の取り外しは、密栓し湿度の低い場所に保管し、直射日光をさける。
- (2)ガソリン、軽油、エンジンオイル等の危険物を取扱いする場合は、換気をよくするとともに、漏れ、あふれ、飛散等がないように十分に注意注意をする。
- (3)可燃性の蒸気または液体が漏れ若しくは停留するおそれのある場所では静電気の蓄積をさけ、電気溶接機器など火花を発する機器等を使用しない。
- (4)作業場内では常に整理整頓清掃を行うとともに、不必要的ものを置かない。
- (5)責任者にあっては、従業員に対して、適宜、職場研修を行い、安全意識の高揚を図る。
- (6)作業者は常日頃から、危険物についての知識の習得及び安全に対する意識の向上に努める。